

令和2年第4回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第74号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第75号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第76号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第77号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例
議案第78号 大洗町障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例
議案第79号 大洗町老人居室整備資金貸付条例を廃止する条例
議案第80号 鉾田・大洗広域事務組合の設立について
議案第81号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について
議案第82号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第83号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第6号）
議案第84号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第85号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第86号 令和2年度大洗町公立学校施設GIGAスクール情報機器整備事業（コンピューター機器等整備）備品購入売買契約の締結について
- 日程第 6 同意第 3号 大洗町教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課人事係長	谷田部和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	渡邊紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防長	内藤彰博	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。開議に当たり、申し上げます。

今定例議会は、コロナウイルス感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスクを着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

開会 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和2年第4回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 石山 淳君、6番 柴田佑美子君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

9月23日に議会研修会を開催し、あいざわクリニック院長會澤 治氏を講師としてお招きし、新型コロナウイルス感染症についてご講演をいただきました。

10月22日、議会視察研修として、日本原子力研究開発機構大洗研究所を視察いたしました。

10月23日、11月10日、11月24日に議会全員協議会を開催いたしました。

10月23日、11月13日、11月24日に議会運営委員会を開催いたしました。

10月23日に総務常任委員会を開催いたしました。

9月23日、10月22日、11月5日に議会広報編集委員会を開催いたしました。

監査委員から、令和2年7月から10月までの現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

なお、報道関係者からカメラでの撮影の申し出が出ておりますので、これを許可しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月3日までの4日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定いたしました。

◎議案第74号および議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第74号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号 大洗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

9年ぶりの議場、しかも立場を変えてということでもありますので、極めて緊張いたしております。若干浦島太郎的な、そういう感覚もございますので、議員の皆さん方のお手柔らかに、前向きなご指導をいただきながら、しっかり職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうぞご支援のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第74号、75号につきまして、提案理由のご説明を申し上げたいと思っております。

議案第74号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号 大洗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第74号につきましては、令和2年10月7日の人事院勧告に鑑み、大洗町職員の給与を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給割合を、年間0.05カ月分引き下げるものであります。

次に、4ページをご覧ください。

議案第75号につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給割合を、年間0.05カ月分引き下げるものであります。

以上、議案第74号および75号の議案2件について説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第74号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今度のこの提案された条例案で幾つか質問いたしますが、まず、住居手当ですけども、これが1万2,000円から1万6,000円というふうに改定されますが、この理由をお聞かせください。

もう一点は、今度の0.05%の引き下げという説明がありましたが、この一時金の引き下げは、実に10年ぶりだというふうにもいわれておりますが、この引き下げによってですね職員1人当たりの平均の引き下げ額、また、全体の影響額についてまず伺います。

○議長（小沼正男君） 総務課人事係長 谷田部和之君。

○総務課人事係長（谷田部和之君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず、住居手当でございますけれども、国家公務員の公務員の宿舍の使用料の上昇を考慮しまして見直されたものとなっております。下限が1万2,000円から1万6,000円ということでありまして、1万6,000円を超える家賃の支払いに対して住居手当が支払われるというものとなります。

続きまして、0.05カ月分の引き下げに伴いまして、平均の減額される金額ですけども、平均しますと1人当たり約1万7,500円の減額となります。全体で申し上げますと340万円ほどの期末手当の率の改正に伴う減額となります。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 1つ目の住居手当ですけども、国家公務員の宿舍の利用からこういう数字が割り出されたということですが、この1万2,000円から1万6,000円ですが、この1万6,000円以上を手当するというので、そういう理解でよろしいんですか。

○議長（小沼正男君） 総務人事係長 谷田部和之君。

○総務課人事係長（谷田部和之君） 菊地議員の再度の質問にお答えいたします。

こちら1万6,000円というものはですね、家賃の下限としまして、1万6,000円を超える場合に住居手当の対象となるというものでありまして、手当額そのものではございませんので、1万6,000円を超える場合に手当の支給の対象となるものです。1万6,000円を超えた場合にですね手当の対象となるものです。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今どきですね、国家公務員の宿舍だったら、それぐらい安いんでしょうけども、今どき例えばアパートを借りてもですね1万6,000円なんてのは有り得ない金額ですよ。この今の社会のこの住居環境のことから見ればね、あまりにも低すぎるかなと。これ高くすると職

員の方がまた困ってしまうんですけども、今のこういう状況から見て、この金額がどうなのかなというふうに思うんですよ。この辺についてはどういうふうに見ておられるのか伺います。

もう一点はですね、最後ですけども、菅首相はですね所信表明で最低賃金の引き下げ、あるいは同一労働同一賃金の実現、このことをしなければならないということを強調したんですね。今年行われた郵政の職場の裁判では、正職員と非正規の社員の格差、これ不合理なことだということが判決が下されたわけですが、同じ仕事ならば処遇も同じにするようにするということですが、これこそ公務員の職場こそね、率先して進めるべきだと思うんですけど、この点に立って会計年度任用職員、こういう方々の処遇については、この人事院勧告を受けてどのように判断されたのか伺います。

○議長（小沼正男君） 総務人事係長 谷田部和之君。

○総務課人事係長（谷田部和之君） 菊地議員の再度の質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の対応ですけども、こちらの期末手当につきましては、常勤職員と同じ取り扱いというような形で進めております。0.05月分の引き下げというような形で、同じように進めていく予定でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 最初の質問について。総務人事係長 谷田部和之君。

○総務課人事係長（谷田部和之君） 失礼いたしました。住居手当ですけども、こちら人事院勧告、国の基準をもってこれまで対応しておりまして、手当額としましては、上限が2万8,000円となっております。1万6,000円を超える家賃に対しまして手当のほうは上限、家賃に応じてですけども手当の上限としましては2万8,000円となっております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ただいまの答弁を受けまして、ちょっとこの条例案を読ませていただきました。最後のですね附則の欄に、公布の日から執行すると。この第2条の規定は4月1日ということで、ダブルスタンダードになってはいますが、この説明をお願いをしたいと思うんですが。

○議長（小沼正男君） 総務課人事係長 谷田部和之君。

○総務課人事係長（谷田部和之君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回、第1条において公布の日から施行するということと、第2条と二条立てで附則のほうをしております、公布の日からというものでございますけども、今年度の期末手当に12月支給の期末手当に、こちら反映させるもので公布の日からと定めさせていただいております。

第2条のですね令和3年4月1日から施行する分に関しましては、期末手当を6月支給分と12月支給分を率を均すということで、こういった形での改正規定となっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。いわゆる施行して、遡って施行して、この12月から適用という形ですね。わかりました。了解いたしました。

もう一つなんですけど、先ほど菊地議員のほうから質問がありました、この先ほどの1条のほうの件なんですけども、この実態のなかでこの1万2,000円が1万6,000円に幅が変わるといって、ここの金額に合うような実態の賃貸でやられている方は実際にいるんでしょうか。現実論からしてですね、確か

に変えなければならないというのはわかるんですけども、その辺りの実質的な数字、実質的な賃貸の平均値、またはこういったものを考えられているのか、果たしてこの条例がですね実態経済に合っているのかということもお尋ねしたい。さらにですね、このいわゆる何ていうんでしょうか、賃貸に対するある一定の金額をオーバーしたところに補助を出すという、これどこでも会社でもやっておりますけども、年齢制限はあるのかどうか。例えばですね、一部上場企業なんかでもよくとられているんですけども、40歳まではきちっと出しますよと。その後は住居手当はまた別なものになったりするんですね。そういうそのスタンダードが変わっているのかどうか、この辺りはどのようになっているか、ちょっと条例読めばわかるんでしょうが、今わかる範囲でお答えをいただければと思います。

○議長（小沼正男君） 総務課人事係長 谷田部和之君。

○総務課人事係長（谷田部和之君） 坂本議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず住居手当でございますけれども、この1万6,000円制限に係る職員のほうはおりません。今、住居手当を受給している職員につきましては、1万6,000円を超える家賃を支払っております。

また、年齢制限ですけれども、住居手当の年齢制限につきましては設けておりませんので、賃貸の契約をされて実際に居住するということであれば住居手当の対象となってきます。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第74号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 異議がありますので、本案については起立採決により行います。

お諮りいたします。議案第74号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小沼正男君） 起立多数であります。したがって、議案第74号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第75号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第75号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第75号は、原案のとおり決しました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第76号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

[町長 國井 豊君 登壇]

○町長（國井 豊君） 次に、議案第76号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

6ページをご覧ください。

本案につきましては、平成30年度税制改正により、個人所得課税の見直しが行われたことに伴い、国民健康保険税の軽減において不利益が生じないよう、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、住民税基礎控除額が33万円から43万円に10万円引き上げられることに伴い、それに準じて定められている保険税の軽減が適用される所得基準額についても、同様に43万円に引き上げるものであります。

以上、議案第76号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第76号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 先日ですか、全員協議会で詳しくお話はいただきました。ここで実際にですね係る客体として850万ぐらいの方以上がという話がありましたが、この条例が変更するに当たり、客体としてどのぐらいの人数、どのぐらいの方が実際的には影響があるのかどうか、その1点だけお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 坂本議員の質問にお答えしたいと思います。

今回のこの改正によりまして保険税の7割世帯、5割世帯、2割世帯という方の基準が変更になります。ただ、今回7割世帯、昨年度の実績でいきますと、国保全体の約25.27%の方で、5割軽減の方が21.55%で、2割軽減の方が17.49%、全体といたしましては国保全体の64.31%の方にかかってくる条例改正にはなるんですけども、かかる部分が10万円所得控除が減らされて、基礎控除が10万円上がるということで、ここの客体で2割軽減の人がなくなってしまうとか、7割軽減の人が5割軽減になってしまうとかという客体の変更はございません。なので、今回の条例は文言の修正だけで客体の変更はないとお考えいただいてよろしいかと思っております。お願いいたします。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第76号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第76号は、原案のとおり決しました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第77号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 次に、議案第77号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

10ページをご覧願います。

本案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和2年8月27日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、急速充電設備の全出力の上限拡大による基準の整備を行うものであります。

以上、議案第77号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第77号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。ないですか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 何度もすいません。いわゆる電気自動車対応の条例なんだろうが、このあたりの、もう少しですね担当のほうから聞きたいんですが、詳しくどのような形がどのようなになっていくか、現状と踏まえてですねお答えをいただければと思います。説明だけで結構であります。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） ただいまの坂本議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

現状ではですね、20キロワットから50キロワット、これについては今、条例でうたっているもの

でございます、これで拡大をしてですね200キロワットまで拡大をして条例改正ということでございます。今現在ですね設置場所が公共施設では役場、ゆっくら館、そして北側からいきますと、かんぼの宿大洗、そして鷗松亭、大洗ホテルと、失礼しました大洗ホテルですね、この5カ所となっております。今現在ですね200キロワット以上の施設は大洗町にはございません。これから設置するということも、今、予定にはございません。以上でございます。

○議長（小沼正男君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第77号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、原案のとおり決しました。

◎議案第78号および議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第78号 大洗町障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例、議案第79号 大洗町老人居室整備資金貸付条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 次に、議案第78号 大洗町障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例、議案第79号 大洗町老人居室整備資金貸付条例を廃止する条例の2件につきまして、提案理由をご説明いたします。

15ページをご覧ください。

議案第78号につきましては、障害者総合支援法による日常生活用具の給付や社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の貸付など、障害者の住宅整備に係る負担軽減措置の拡充により、所期の目的を達成したため、本条例を廃止するものであります。

次に16ページをご覧ください。

議案第79号につきましては、介護保険法による住宅改修費の支給や生活福祉資金の貸付など、高齢者の住宅整備に係る負担軽減措置の拡充により、所期の目的を達成したため、同じく本条例を廃止するものであります。

以上、議案第78号および79号の議案2件について説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第78号 大洗町障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例についての質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので採決いたします。

お諮りいたします。議案第78号 大洗町障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第79号 大洗町老人居室整備資金貸付条例を廃止する条例についての質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第79号 大洗町老人居室整備資金貸付条例を廃止する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、原案のとおり決しました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第80号 銚田・大洗広域事務組合の設立についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 次に、議案第80号 銚田・大洗広域事務組合の設立について、提案理由をご説明いたします。

17ページをご覧ください。

本案につきましては、本町と銚田市が新しいごみ処理施設による共同処理を目指すに当たり、令和3年度から本格的に事業を進めていくため、ごみ処理の広域化計画の策定やごみ処理施設の建設、さらには管理および運営に関する事務を共同処理する一部組合として「銚田・大洗広域事務組合」を新たに設立することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第80号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明は終わりました。

議案第80号 銚田・大洗広域事務組合の設立についての質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第80号 銚田・大洗広域事務組合の設立について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、原案のとおり決しました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第81号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 次に、議案第81号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について、提案理由をご説明いたします。

20ページをご覧ください。

本案につきましては、茨城美野里環境組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会から脱退することおよび公平委員会規約を変更するに当たり、構成団体の各議会の議決を要するため、当町においても議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第81号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明は終わりました。

議案第81号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更についての質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 公平委員会、皆さんにとっても大切な組織であります。今回ですね、4月1日から施行ということで、茨城美野里環境組合が脱退するということになりましたけども、現状の

ですね加盟町村、または加盟団体、更に負担金がその後どのように変更するのか、ここの報告だけ
いただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 総務課人事係長 谷田部和之君。

○総務課人事係長（谷田部和之君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

公平委員会の構成団体ですけれども、現在8団体で構成されております。申し上げますと、城里町、
大洗町、茨城町、水戸地方農業共済事務組合、茨城県市町村総合事務組合、茨城美野里環境組合、
大洗・鉾田・水戸環境組合、茨城地方広域環境事務組合、以上の8団体で構成されております。

続きまして、負担金、公平委員会を運営するに当たっての負担金ですけれども、こちらは茨城美
野里環境組合の脱退に伴い、その分、負担金のほうが歳入として見込まれなくなるというところ
でございますけれども、現在の公平委員会の会計上ですね、各団体負担金のほうは増額しなくても運
営できる状況でございますので、現状維持もしくは減額というような、その会の運営に沿った形で
負担金のほうを決めていきたいと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第81号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公
共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について、原案のと
おり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第81号は、原案のとおり決し
ました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第82号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定に
ついてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第82号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定について、提案
理由をご説明いたします。

22ページをご覧ください。

本案につきましては、大洗町ビーチテニスクラブの管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自
治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定につきましては、10月26日から11月13日までの19日間、公募を行った結果、1

社の申請があり、指定管理者選定委員会における厳正な審査の結果、「プレイン・テニス企画合同会社」を引き続き指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

以上、議案第82号の説明を終わりましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決をお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第82号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定について質疑を行います。
和田淳也君。

○9番（和田淳也君） この指定管理、別に問題はないと思うんですけども、もうこれ何年なるんですかね。まず年数、その間に事故等がなかったのかどうか、それとですね、使用料が多分町のほうに入ってくると思うんですが、こちらのほうの詳細をちょっと、この指定管理始まった当初からですねちょっとお知らせしていただきたいなと思ってるんですが、宜しくをお願いします。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 指定管理者ですけども、これまでですね事故等そういった問題となるような事象は発生しておりません。しっかり運営していただいております。

また、収入のほうはですね、利用料金制を敷いておりますので、収入のほうは指定管理者のほうに入っております、町のほうには入っておりません。その代わり、町からの委託料は支払ってございません。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 私の記憶ではですね、こちらの指定管理する時に、ここの税金分ぐらいは使用料が上がるということで我々議決した覚えがあるんですよ。それが例えば全然上がってこない。委託料が発生してないというのは、ちょっと、いつそういうことになったのかなと思っておるんですが、その辺の経緯をお知らせいただければと思います。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 再度の質問にお答えいたします。

基本協定に基づきまして、利用料金制でありますので収入は指定管理者、そして、そういった管理運営するための経費は委託料としては支払いませんけれども、固定納付金ということで税金相当分は年間固定していただいております。それは当初からそうでありますし、今も変わっておりません。固定資産相当ということで200万円ということになります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これまでにですね、あの施設を良好な施設管理が求められてくると思うんですね。きたと思うんですよ。それで今回、新たにこういう指定管理に指定するわけですけども、これまでにその施設管理の在り方でね、課題というか問題点はありませんでしたか。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 施設はですね老朽化しているということで、今現在、議員の皆さん

も御存じのとおり施設の改修を行っております。これまでもですね、そういった施設の改修であったり、フェンス、台風等によりフェンスが倒れたり、そういった施設上ですね課題はその都度、その都度適正に対応しております。

また、なかなかですね利用者の増というところでは、大きくですね伸びておりませんが、一生懸命ですね町民の利用に対する働き掛けとかそういうものを行いながら一生懸命やっているところでごさいます、今後ですね今やってる工事が終わりましたら、積極的に施設の改修なったPRとかいったもので利用を伸ばしていきたいということで考えております。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。それで、老朽化している部分を改修するというところで、改修すれば非常に素晴らしい施設になりますけども、それもいずれ老朽化するんですけども、ですから日々のこの施設の点検、管理というのが非常に大事になってくるわけですけども、ですからこころはねしっかりと改めてね、町としてはその課題を提起してしっかりと管理してもらうということで取り組んでいってほしいというふうに思います。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第82号 大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、原案のとおり決しました。

◎議案第83号ないし議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第4、議案第83号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第6号）、議案第84号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第85号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第83号から議案第85号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和2年度一般会計補正予算第6号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,767万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億4,083万1,000円とするも

のであります。あわせて、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正についてご説明いたします。

駅前広場隣接用地取得事業におきましては、先行取得を予定している地権者と用地交渉を進めるなかで、道路用地として新たに用地を購入する必要が出てきたため、限度額を1,990万円から440万円増額し2,430万円とするものです。

また、期間についても地権者において相続の手続きが発生し、契約に時間を要することが見込まれるため、令和3年度から令和4年度に1年延長するものでございます。

続きまして、第3表地方債補正についてご説明いたします。

農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、昨年度の台風19号により浸水被害が発生した那珂川沿岸地区の中央管理所および那珂川揚水機場の、国が実施した災害復旧事業への負担金の財源といたしまして、借入限度額100万円を設定するものであります。

続きまして、歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

全般的なことといたしまして、総務費を初め給料と職員手当等の人件費につきましては、先の議案でもご説明させていただきました人事院勧告による職員の給与改定による減および人事異動による増減調整でありますので、以下これらにつきましては省略してご説明を申し上げます。

8ページ下段をご覧ください。

総務費戸籍住民基本台帳費につきましては、デジタル手続法改正に伴う住基システム改修委託料242万円を追加計上するものでございます。財源につきましては全額国庫支出金で賄われます。

続きまして、町長選挙費につきましては、本年9月13日執行の町長選挙が無投票となったことによる清算といたしまして526万8,000円減額するものでございます。

地域づくり総務費につきましては、来年1月から新たな国際交流員の招致が決定したことによる報酬等の関係経費3カ月分168万8,000円を追加計上するものでございます。

10ページ中段をご覧ください。

民生費障害者福祉費の障害者総合支援システム改修委託料につきましては、障害福祉サービス等の報酬改定に伴うシステム改修費99万円を追加計上するものでございます。財源につきましては、国庫支出金43万円でございます。

障害児給付につきましては、児童発達支援および放課後等デイサービス利用日数増によりまして、扶助費880万4,000円を追加計上するものであります。財源につきましては、国庫支出金435万円、県支出金227万4,000円でございます。

続きまして、介護保険事業費の地域医療介護総合確保基金事業補助金につきましては、8月補正予算にて議決されました大洗海岸病院清風病棟改修に伴う備品購入費が追加で交付決定を受けたため、766万5,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、全額県支出金で賄われます。

介護保険特別会計繰出金につきましては、人事院勧告および社会保険料等の標準報酬月額変更に関

伴う人件費調整分2万5,000円と、介護報酬改定等に伴うシステム改修費分110万円、合わせて112万5,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、衛生費の予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症検査委託料といたしまして、65歳以上の高齢者および基礎疾患を有する重症化リスクが高い方を対象に、抗原定量検査等を実施する経費といたしまして、需用費、委託料合わせまして953万4,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、国庫支出金388万5,000円、自己負担分といたしまして、諸収入174万円で購入されます。

続きまして、11ページな上段の商工費商工振興費につきましては、空き店舗の利用促進およびまちの賑わい創出を目的として、店舗の改装費および店舗賃借料を補助する空き店舗等活用支援事業補助金といたしまして325万円を追加計上するものでございます。

土木費都市計画総務費の防災集団移転促進事業基礎調査委託料につきましては、台風等の増水に伴い浸水被害を受けている濁沼川沿いの地域において、国の「防災集団移転促進事業」を活用した住民の集団移転を検討するため、現況調査および住民の意向調査を行う経費として330万円を追加計上するものでございます。

続きまして、住宅管理費の町営住宅修繕業務委託料につきましては、現在、大洗高校マーチングバンド部に対し、前原住宅の空き部屋を学生寮として提供し支援を行っているところでございますが、生徒数の増加に伴い手狭な状況にあるため、新たに住居支援をするため、同住宅の空き部屋を改修する費用180万4,000円を追加計上するものでございます。

12ページをお開きください。

教育費学校財産管理の修繕料につきましては、小・中学校施設の緊急修繕および消防設備点検に伴う修繕が必要となったため、290万円を追加計上するものでございます。

続きまして、災害復旧費農林水産業施設災害復旧費の那珂川沿岸地域災害復旧事業負担金につきましては、地方債補正の際にご説明申し上げたとおり、那珂川沿岸地区の中央管理所および那珂川揚水機場の国が実施した災害復旧事業への負担金として131万5,000円を追加計上するものでございます。

5ページにお戻り願います。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金1,109万5,000円、県支出金994万4,000円、繰越金69万5,000円、諸収入として令和元年度実績に基づいた、県後期高齢者医療広域連合からの返還金1,320万2,000円を含めた諸収入1,494万2,000円、町債100万円を追加し、歳入歳出それぞれ3,767万6,000円を追加補正するものであります。

続きまして、議案第84号についてご説明いたします。

15ページをお開きください。

議案第84号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億596万円とするものであります。

18ページをお開きください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、一般会計の繰出金の際にもご説明申し上げたとおり、人事院勧告および社会保険料等の標準報酬月額変更に伴う人件費調整分2万5,000円と、介護報酬改定等に伴うシステム改修費220万円、総額222万5,000円を追加計上するものでございます。

17ページにお戻りください。

これら歳出を賄う財源といたしましては、国庫支出金110万円、繰入金112万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ222万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第85号についてご説明いたします。

21ページをお開きください。

議案第85号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算第2号につきましては、収益的収入および支出について、支出の水道事業費用の予定額を69万7,000円追加し、補正後の予定額を5億9,177万6,000円とするものであります。また、収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額2,593万3,000円を2,663万円に改めるものであります。

資本的収入および支出につきましても、資本的支出の予定額を17万1,000円追加し、補正後の予定額を3億768万6,000円とするものであります。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億473万円を1億490万1,000円に改めるものであります。

22ページをお開きください。

収益的支出の補正内容といたしましては、一般会計と同様に人事院勧告による職員の給与改定による減および人事異動による増減調整として69万7,000円を追加するものでございます。

資本的支出の建設改良費につきましても、同様に17万1,000円を追加するものでございます。

以上、議案第83号から議案第85号までの提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第83号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 今、説明を受けました。私のほうは11ページの防災集団移転促進事業基礎調査委託料330万円についてお伺いをいたします。

まず、この事業の概要は、この間の全員協議会のほうで説明を受けました。改めて説明をお願いしたいのと、あと、この委託先と、あとの促進事業の今後のスケジュールですね、その説明をお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 石山議員の質問にお答えいたします。

この防災集団移転促進事業基礎調査委託でございますけれども、国の事業であります防災集団移転促進事業という国土交通省都市局の事業を活用いたしまして、涸沼川沿いで浸水被害が多発してい

る地域の住民の方を対象に、高台へ移転し、その浸水被害から住民の命を守るための事業を新たに提案したいというものでございます。

今回この補正予算で計上させていただきましたこの基礎調査委託費において、詳細なですね、どこの範囲をその対象とするのか、また、移転先をどこにしたらいいのかというのを今年度に検討していきたいと考えております。そこで、まず我々のほうで想定した案をもとにですね地元の方々に対して、まずこういった事業をやりたいと考えていますと。それに対して、賛同いただけるのかとか、そういった意向を確認するところまで今年度やりたいというふうに思っております。そちらですね、地元の方から賛同が得られればですね、来年度、今度は実際にその国の補助金をいただくための計画策定というものを行って、その計画をまとめ、そのまとまった計画に対して再度地元のものにご説明したいというふうに考えております。実際にそこで合意がいただければ、4年度からですね、この移転先の土地の取得ですとか、実際の移転の交渉、そして補償といったものを行っていききたいというふうに考えております。

事業の委託先につきましては、今、実際にこういった防災集団移転の促進事業の発注者支援業務というものをやっている県内外のコンサルに対して指名競争入札で委託をしたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） これからやるということ、この新しい多分国の取り組みだとこの間ご説明受けましたけども、なかなか複雑というか事例がないということで難しい案件だと思うんですね。同意を取るのには先ということで、地元ですねまず説明が不可欠だと思いますけども、そこをきちんと最初ですね入りが悪いとですね、なかなかこういう移転の関係の、公共移転になるわけですから、なかなか難しくなってしまうので、ここの入り方ですね、説明をきちんとされてですね、昨今のこの人知を越える災害がありますので、できるだけスピード感を持ってですね早く移転をしていただきたいなと思います。ただ、その地元の同意がどの程度同意が取れないとどういうふうになるのかということ、ちょっと不明瞭なところもあるので、例えば地元、この間の説明では60戸対象になるということで伺ってますけども、そのうちの何割が例えば同意すればこの事業ができるのかとかですね、その点についてお伺いします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 石山議員の再度の質問にお答えいたします。

60戸というのは昨年の台風でも浸水し、床下床上そこまでいかなかったですけども、実際に庭先が水に浸かったというような家屋を我々のほうで図面上で拾って想定した最大の戸数でございまして、必ずしもその住宅のエリア全部を対象としなければならないというものではございません。逆に同意をいただける方々だけでも安全なところへ移転していただきたいというふうには考えておりますので、その同意のいただける方々のエリアを優先してまずは進めて、場合によってはそれでうまくいけば、じゃあ我々もやろうかということになれば、そのエリアも順次追加するという方法もできますので、そこは例えば何割が同意しなければならないとかということではなく、実際

に皆さんの声を聞いて、どういうふうエリアを決めていくのがいいのかというのはしっかりと皆様と議論をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 最後の質問なりますけど、今わかっているとこの問題点だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 石山議員の再度の質問にお答えいたします。

まず、我々のほうで想定しておりますのは、まず、移転対象となる地区の方々というのは当然高齢の方も多くございますので、今その高齢な方に新たに住居を、立ち退いたから新しいところに家を建てていただきたいといっても、なかなかそれは難しいというふうに認識しておりますのでそういった方々に対してどのように住宅を供給していくのいいのか、例えば今空いている民間のアパートを町で借り上げて、災害公営住宅として借り上げてそこに住んでいただくですとか、もしくは親戚なりご家族のところへ移転するというようなこともですね、しっかりと対象にできるように国と協議をしていきたいというふうに考えてございます。

またもう一点ございまして、この防災集団移転の対象エリアに指定した場合は、建築基準法でいう、いわゆるレッドゾーンに指定するということになっております。そうすると、そこでは新たに住宅は建てられなくなりますし、既に事業を行っている方々の事業所なんかの改築もできなくなってしまうので、どのエリアをこのレッドゾーンに指定するのかというのは、しっかりと地元の方々と議論をしていかなければ決められない問題だということで認識してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。海老沢功泰君。

○10番（海老沢功泰君） 課長の先ほどの説明の揚げ足を取るわけじゃないんですけども、浸水地域の高台移転ということで、この前全協で示された図面では、横面のすぐ脇の五反田地区の土地ですよ。あれ、私何回も見てんですけども、海拔で計算したらば1メートル違ってないと思うんですよ、あのエリアね。浸水した地域と。それで高台エリア移転という説明では、ちょっと腑に落ちない点があります。国の事業として明らかに高台移転を目指すという文言が入っているとすれば、あの地域で果たして国の許可が得られるのかという確認と、もう一つは前回の全協の時に住居専用みの対象ということを伺いましたけども、例えば兼用住宅で住んでいる事業所の対策というのは、どのようになっているのかお答え願います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 海老沢議員の質問にお答えいたします。

高台移転という、高台でなければならぬというような設定はこの事業の要綱上もございません。逆に、どのようにじゃあその我々がここに移転していただきたいという範囲を決めようというのはですね、きちんとこれから検討をして提示していきたいと思っております。まず我々がそこで、この五反田のこの辺りというのを指定したのはですね、あまり大きな生活環境が変わってしまうと、合意はなかなかいただけないだろうということが前提でありましたので、まずは近隣で考えられる

ところ、そして五反田の、ちょっと通り名までは決まっていなかつたと思うんですが、柳の木が植わっている通り、あそこから上というのは、今までも浸水した実績というのはございませんで、そこから辺をどう確率、その危険の度合いを判定していくのかということところは、しっかりと検討して移転先というのは決めていきたいというふうに考えております。

また、住居との兼用住宅の取り扱いにつきましては、今、我々のほうでも国のほうに問い合わせているところでありますので、わかり次第それはお答えしたいと考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 10番 海老沢功泰君。

○10番（海老沢功泰君） 再度の質問なんですけれども、先ほど私が言ったその脇の空き地、五反田の。それ、計算上そうなるかもしれないですけども、これからその海面上昇なり何なりで水害の浸水の深さっていうのは変わっていくと思うんですよ。それでその私、現場見た時に、浸水したところの路地一本あります、手前に、あの裏側の家屋の。その家屋の路地から一個北ってということで今エリア設定されてますけども、あの路地一本で何センチ違うかっていうことが心配なのと、これまでもたびたびちょっとした増水で浸水区域が、川寄りのほうは必ず道路が冠水しているという実情もあるんですよ。そういうことを長期スパンで考えたら、安易にその生活環境が変わるから遠くに離せないという話じゃなくて、そこはどうせ行政側が関わってきちんとやるならば、もう少し先のことも考えてやっていっていいんじゃないかって私思いますけど、いかがでしょう。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 海老沢議員の質問にお答えいたします。

確かに全協の時にお示した図面ですと、本当にその円と円が接しているような図をちょっとご提示しているというのにはございますが、確かにじゃあそこで一本道路挟んだらこっち側安全だということではないとは思っております。ですので、あれはあくまでイメージで、実際に移転検討先というのも、どこまで入るか、また、何件必要なかということも、その移転先の選定には関わってきますので、そこはしっかりとですね町のほうで、ここまではこういうことでこういうふうな安全性を考えていますというのを説明できる資料をきちっともってですねご説明をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 幾つかに分かれてご質問させていただきたいと思います。

まず、歳入に関してなんですが、総務費国庫補助金のなかの番号制度システム改修補助金という項目があります。金額が大きい小さいは別問題といたしまして、歳出のほうにいきますとですね、住基システム改修委託料という形で同じ金額が載っております。この文言の違いというのは、いわゆる出すほうと使うほうの違いがあるのか、またはその制度上で大洗町がこういう形だからなのか、この点をまず一点お尋ねするのとですね、あと同じ担当ですから、後期高齢者の医療広域連合の返還金がございます。これは私も認識しておりますけども、この内容をちょっとご報告いただければと思います。多分、資格喪失者の分が戻ってくるのかなというふうに思うんですが、そのあたりの客体がどのくらいあるか、結構1,300万円というのは少なくない金額だろうと思いますので、このあ

たりのもし報告いただけるのであればお尋ねをしたいのが一件、まず最初の質問であります、またですね、民生費のほうに入ります。民生費の扶助費、障害児給付がですね結構大きな金額になっておりますが、これはどのような内容なのか。補正にしては多額な出費なのかなと。なお、扶助費が伸びているのは、これ十分に理解できているわけでありましたが、内容を少しご報告をいただきたいというふうに思います。

また、新型コロナウイルス感染症検査の委託料であります。全員協議会でもご説明はいただきました。募集方法、広報方法があると思いますが、フローとしてどのようになっているか、もう一度再確認の意味で、この議会のなかでご報告をいただければと思います。

更には、空き店舗の活用支援事業につきまして、このあたりのですね基本的な考え方、ここをもう一度お尋ねするわけであります。

以上が私の質問であります、順を追って最初のほうからいきたいと思いますけども、まず後期高齢者関係番号制度システム改修、ここについてご報告いただければと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） ではまず、一番最初の住民課関係の説明をさせていただきたいと思いたす。

今回こちらを出させていただいた歳入部分の番号制度システム改修補助金というところと、あと住民課のほうの歳出のところ住基システム改修ということなんですけれども、こちら、平成元年にデジタル手続法というものが改正になりまして、今現在、海外に住所を置かれている方ですね、そちらの方は今現在のマイナンバー法でいいますと、住民票を基本にマイナンバーというのは振っている形になります。それだと、今、生活様式も変わりまして、海外に住所を置かれている方はマイナンバーを今使えない状況になっております。それではまずいということで、戸籍、俗に言う戸籍の附票のほうも住民票の管理をしていますので、戸籍の附票というのが実際問題、住所がなくなっても戸籍は日本のなかにありますので、そちらのほうを基準にしてマイナンバーのほうを振りましょうということで、海外の方もマイナンバーが使えるような法制度の改正がございました。今回こちらであげさせていただいたのは、そのマイナンバー全体のなかの総合行政システムという、特に住民票とか印鑑証明とかを出してるシステムと、あと、住基ネットワークということで、全国をつながってる住民票のネットワークと、あと、戸籍のシステムのネットワークのなかで住民票部分のところのシステムのほうで通信をできるようにしまして、マイナンバーのその情報連携が役場のなかのシステムでできるようにする、トンネルを開けるという手続きの部分なので、こちらの歳出のほうにしては住基のシステムの改修ということであげさせていただきました。

今回、あともう一件なんですけども、後期高齢者のほうの戻り入れのところなんですけれども、こちら、毎年町のほうで保険者の方から保険料を集めて後期高齢者のほうにあげるのと一緒に町のほうからも負担金として後期高齢者のほうにあげております。やはり毎年、医療費とかも確定後ですね、1年遅くはなってしまうんですけれども、確定したところで全体として後期高齢者医療広域連合で余った分というのがこちらに戻ってくるという形にはなるんですけれども、ちょっと細かい

数字のほうを今、手元にないので、後でお知らせする形でもよろしいでしょうか。内訳のほうは、また後でご説明させていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 最初に確認しておきますけども、先ほどずらざらと言ったところは、3回ずつよろしいんですよね。全部で3回なるとあれなっちゃうんで、全部で3回一緒にやってもいいんですが、それではまとまりがつかなくなります。確認だけさせていただきました。

ありがとうございました。今の内容はよく理解をできました。後ほど詳細につきましては、ちょっと教えていただければというふうに思います。

先ほど提示させていただきました障害児給付、ここにつきまして内容を少しご報告をいただければと思います。更に、コロナウイルス感染症も、できれば一緒にご答弁いただければと思うんですが、お願いします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） お答えいたします。

10ページ、民生費、障害福祉費のなかの扶助費880万4,000円ですね、こちらのほうですけれども、近年のことなんですけれども、例年、児童発達支援、それから放課後デイサービス等の利用者増っていうのがありまして、それに加えて今年っていうのは、新型コロナウイルスに伴います小学校休校に伴いまして放課後デイサービスの利用者の増がありました。そちらの負担の助成という形で今回ちょっと多額の支出になってございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 新型コロナウイルスの検査の関係でご質問いただきました。そちらに対してのお答えをさせていただきたいと思います。

こちら、皆さん御存じのように、なかなか感染拡大に現在歯止めが掛からない、非常に深刻な状態ということになっております。国のほうでも特に高齢者であるとか、基礎疾患をお持ちの方が、この感染症に感染をすると重症化する恐れがあるというところで、ここ非常に危険視をしているというところがございますので、そういったところも踏まえまして、この対象者につきまして今回、国の補助を使いましての検査の実施ということで行わせていただければということで考えております。

実際の公募等について、どのような形でというご質問でございました。まず、本日のこの補正予算の議決をいただきましたならば、その後、12月1日、明日付けで要綱のほうを制定をさせていただいた後に1月1日から施行してまいりたいと考えているところがございます。募集ということでもございましたけれども、それに向けまして12月中から1月初めにかけて、広報紙でありますとかホームページ、また、週報など、あと無線放送などを使ったような形で、こういった形を組み合わせながらご案内のほうをさせていただきたいと考えております。

実際の検査でございますけれども、今の予定では1月13日から3月の末までという形で予定をしております。大洗町につきましては、検査機関との調整のなかで、週に1回、こちら水曜日を設定をし

たいと考えておるんですけども、そういった形で実施をさせていただきたいというふうに考えております。

また、1回当たりの検査、お受けできる件数が一応50件ということで、検査機関とのほうは調整しておりますけれども、こちらにつきましては、今後の感染状況を見ながら、拡大することは可能だということで聞いておりますので、そういったところは検査機関ともよく調整をさせていただきながら対応してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。児童給付金、十二分に理解をさせていただきました。

また、コロナウイルス、今の話ですと一日50件、毎週水曜日、何週かかるかということもあると思います。このあたりのですね迅速な方法というものをまた考えていただければ、せっかく予算つけてもですね時間がどうしてもかかってしまう。果たしてその週でできるかと。客体は多分2,000ぐらいあるんだろうと思うんですが、そういうなかで割る50でやると何週間かかるかと、必然的に数字は出てきますけども、しかも3月いっぱいでもできないだろうというような見通しがとれると思いますんで、是非その辺は前向きなですね方法をとっていただきたいなというふうに質疑をしたいと思います。

更にですね、空き店舗のほうにいきたいと思いますけども、先日、全員協議会でお話はいただきました。そのあたりのですね整理がちょっと私のなかでよくできていない、町長のほうのお話から拡大解釈というお話が出ましたけども、このあたりの担当課としてどのような総論的な考え方があって、この予算補正で上がってきたかの背景も含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの空き店舗等活用支援事業補助金の関係につきまして、この制度につきまして今回12月1日付けで要綱のほうを改正して対象を広げるといったところの質問かと思っておりますけれども、こちらの改正の考え方といたしましては、既存商店街の空き店舗もですね、あるいはショッピングモールといったところの空き店舗についても、町内の同じ空き店舗であろうという考え方でございます。これまで店舗の面積がですね大きいといったところについては対象としてなかったところでございますけれども、こちらに関しましてもですね、やはり同じ町内の店舗だろうという考え方のもとに、こちらの事業者に対しても等しく支援のほうをしていくというような考え方でございます。

また、これまでの背景といったところでございますけれども、こちらの制度につきましては、制度開始から3年が経過をいたしまして、そういったなかで来年度、新年度に向けてもですね対象の拡充を含め、制度の見直し等をしていたところですが、そういったなかでですねいろんな関係者からもお話を伺ったなかで、補助制度がですね対象が広がるということであれば、いろんな意味で商工業の発展でありますとか空き店舗の解消に効果があるだろうというような判断をさせていただきまして、今回さらにですね、12月からのそういったところでですね、空き店舗に入りそうな店

舗も幾つかあるということでございますので、それならば今回12月に要綱のほうを改正して対象にしてはどうかということになった経緯がございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。まずですね、この空き店舗対策というものがどういう趣旨で、どういう背景でできたかということはおわかりだと思いますけれども、いわゆるこの空き店舗というのはシャッター街を何とかしようと、大型店のいわゆる大店法が緩和された後、いろいろな形で、これは旧通産省なんです、大型店を緩和して、どこでも大型店ができるようにしました。そうすると、消費の拡大につながるというよりは、消費の偏在化ができるわけです。商店から大型店に移る、それに伴っての空き店舗対策ということで、実はこれは相反する考え方なんです。町のなかに人を呼び込もう、町のなかに呼び込みながら大型店は大型店としてやっていただこうという、そういう形ででき上がった条例と私は認識していますし、そのとおりだと思います。それがいわゆる要綱を改正して大型店のなかにも入れる。希望者はよくわかります、そういった意味で。ですから、私はここをね今回の補正で上げるというよりは、もっと別な形でお手伝いをしたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですよ。もともとその相反するために作った条例案が、そこに助けるような、助けるという言い方おかしいですけども、拡大していくというのは、最初の条例の素案の考え方からすると、また反対のほうにやってしまう。こういう考え方をどのように整理していくか。ですから私はですね、今回ここに関しましては、やはり補正でこういう形で拡大して上げるのではなく、別な予算処置の考え方というのが適切でないかというふうに思うんであります。このあたりどのように考えて、今回補正で上がってきたのか再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 再度のご質問にお答えしたいと思います。

まず、こちらの大規模小売店舗の関係の立地法、国の法律でございますけれども、こちらにつきましても旧大店法から改正をされて、現在はですね大型店と地域の社会との融和を図ることを目的としているという法律でございます、これによりまして各地で大型店舗が操業されているという背景もあるかと思いますけれども、基本的にですねこちらの大型店舗と既存商店街の関係性ということで、大型店舗への出店が増えることによって既存の商店街へ必ずしも悪い影響が出るものではないというふうに思っております。特にですね大洗町については、都市部の幾つものそういった店舗があるところとはまた違った環境にあると思っておりますし、まず消費者のターゲット的なところでもありますね、大型店舗と既存の商店街等の店舗では違うものというふうに思っております。そういったことも考えまして、やはりショッピングモールのところは観光客も多数来られるということで、そういったターゲットも多いということですね。そういったところに関しましては、そういったところが店舗が入ってくるということになれば、観光振興という面でも非常に効果があるというふうに思っておりますので、やはりこれからは地域とそういったところも融和して事業を行っていただくというような考え方で今回対象を広げるということでございます。

また、別の観点から支援しては、お手伝いしてはというお話もありましたけれども、こちらの制

度につきましては、やはり空き店舗の利用促進とともにですね、町の賑わい創出、地域経済の発展というような目的がございますので、商工振興のためにですね、できるだけ速やかに迅速に支援をしていこうというようなところで今回上げさせていただいたというところがございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 非常に苦しい答弁だと思います。少なくともですね大店法が緩和されて、更にですね規制緩和でコンビニエンスがどんどん出てきた。あの時に180度、実はいろんな形で町並みがなくなるような制度になったんです。私はもともとコンビニエンスストアの、地域のコンビニエンスストアの本部にいましたからよくわかるんですが、そういう形で地域がですね地域として生き残る手法というのは、こういった空き店舗活用とか何かやっても、なかなか諸につかない難しいところあります。それは人間の流通や人間の消費動向ってのはどういうふうになるかということなんですけども、そのあたりで旧町並みを残す方法のためのいわゆる条例だと私は認識しておりましたので、融和を図るといっても融和は図れません。ひたちなか見てもわかると思いますが、表町の商店街は、ほとんど今ありません。ああいう形になった時に、なったっていうか、なったところに、じゃあ大型店のところに出店してもいいですよ、これも一つその地域の人だったらば移転、先ほどの災害の移転ではありませんけども、移転という形でできる。だから、要するに私が言いたいのは、このあたりの整理をして、その地域の人たちが良くなるような新しい別な制度にしたほうがいいだろうというふうに私は思うんですね。ですから今回ですね、私はここをやはり補正で上げて、無理矢理、無理矢理ということはおかしいんですが、拡大してあげるということには賛成はしかねます。ここだけお尋ねをして、3回目ですから終わろうと思います。終わります。町長のほうからご答弁があるみたいですので、お願いします。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 旧商店街の振興策、更には、今、大店法の関係等につきましては、坂本議員おっしゃるとおりだと思っております。ただ、この創設理念というのは、多分説明の仕方が悪かったと思っております。これ条例ではなくて要綱でやらさせていただいております。おそらくその予算をつける時に皆さん方にはこんなような形で、こういう理念で予算をつけさせていただきますというご説明をしたと思うんですが、私は前任者否定するわけではありませんので、ちょっと説明の仕方が悪かったのかなと。そして、私もこの間全員協議会でご説明いたしましたけども、あの辺も少し説明不足で、私自身がよく認識していないで説明してしまったかなという反省をすることしきりなんですけど、まずそもそも論として、これは旧商店街のいわゆる活性化とか、更には振興、復興を目指しているものではなくて、いわゆる空き店舗、どこにでもあるような全体、町全体にある空き店舗を利活用していきましょうよと。そしてもう一つは、賑わいを創出していきましょうよと。ですから、この賑わいというのは、新たにその店舗を呼び込んだり、起業、いわゆる起こす業ですけども、起業させたりということを促進していきましょうよということが、この制度の狙いでありまして、そもそも私はこの要綱を見させていただいた時に、大店法ですか、ここでいうところのそ

の大規模店舗を除くということ自体が、まずこの制度がずれているなという思いがありました。すなわち、なぜならば、もう空き店舗全部、空いてるところ全部を利活用しましょうよということ、町全体ですから。そして、この要綱のなかにありますけども、例えば空き家、3カ月以上の無人状態にある建物であって、改装等により店舗として利活用できるもの、ですから東光台だとか磯道だとか五反田でもいいわけですよ。空き家でも店舗にしてやるっていうことについてもやるんです。これはどこから来ているかと申しますと、いわゆる賑わいの創出、先ほど申し上げたように起業させるということ、新たに賑わいができるという、新しく資本を呼び込むということの理念でこんなようなことになってると思います。ただ、ここでなぜこの大規模店舗の立地法にあるものを除くとしたのか、ちょっと私はここわかりませんが、そもそもここを入れたこと自体、スタートからここを入れたこと自体が少し制度趣旨とは違っているのではないかと思います、私はこれは拡充して、ここに呼び込むということも、一つはこの制度趣旨に合致するんじゃないかと、空き店舗には変わらないわけですから、空き店舗の定義そのものからずれて、いわゆる個々の大規模店舗だけ空き店舗から、今回のこの制度から除くというこのくり自体が、作り自体が、私はちょっとこの制度趣旨からは矛盾していると思ひまして、これを外すことによって、またそういう打診も数多くあるわけですから、いわゆる客体でありますけども、坂本議員からも幾つかご指摘、そしてご提案がありましたけども、客体はすなわち空き店舗でありますし、更にはこの新たに事業を起業してくれる方々、店舗をここで開設してくれる方々、その客体から見た時には、大店法を外すことによる合理性というのは全く見出すことができませんし、また、大規模店舗を外すこと、いわゆる加えることによって弊害が出るとは私ども考えておりませんので、このような形になりましたことを一つご理解いただければと思っております。説明不足がありましたこととお許しいただきながら、また私のほうでもしっかり今後このようなことがありました際にはご説明申し上げたいと思います。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私も今、空き店舗の予算と、そしてコロナ対策、そして防災集団移転、この3点について伺いますが、まず今、議論になりました空き店舗の活用のね件ですけども、町長も課長も説明のなかで、要綱という、これを説明されましたが、この要綱が一体どういう要綱なのか私たちは全くわかりません。貸付の上限が、店舗の改修費が2分の1、50万円、そして月額家賃が2分の1、上限5万円と、このような部分のね説明はされましたけども、それだけが要綱じゃないと思うんですよ。要綱が示されないまま予算計上されて、どうして下さいと言われても、どうかなど、なかなか難しいなど、どう判断していいのかわからないなというように感じております。

そこでですね、シーサイドステーション側との関係でいえばですね、大型店舗の一つとしてですが、今度のこの予算計上するに当たっては、何か話し合いをされたというようなことはあるんでしょうか、伺います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、菊地議員のご質問にお答えします。

まず、こちらの交付要綱につきましてはですね、大洗町補助金交付に関する規則に定めるものの

ほか、必要な事項を定めるということで交付要綱を定めているところでございますが、内容につきましては、やはり先ほど来ご説明しておりますけれども、空き店舗に対しての補助金、店舗の改装費、それから家賃補助といった内容でございますが、何度も申し上げますけれども、空き店舗の利用促進、町の賑わい創出ということで定められている要綱でございますが、こちらにつきましては要綱で補助金を交付するといった内容でございます。

また、ショッピングモール等との話し合いということでございますけれども、こちらいろんな町のほうとしても町内の商業者とかとの話し合いを通じるなかでですね、いろんなお話を伺っていくなかで、現状、ショッピングモールのほうにもですね空き店舗が目立っているというような状況もこちらも認識しておりましたので、いろんな話し合いをしていくなかで新たな起業されるというようなところもあるというようなお話を伺っておりますが、そういったところも含めて検討しておりますが、今回拡充に当たりますとは、そこも対象になるだろうというような認識でございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そのシーサイドステーションと話し合いはしたといたしますが、さてその話し合いの内容はね、どういう結論になったのか。そして、この予算にどういうふうに結びついてきたのかということも、もう少し説明してください。もともと本来ならばシーサイドステーション側があそこに入る店舗に対してね家賃補助しますとか、様々優遇しながら店舗を増やしていくというのが自然な形だと思うんですね。そのこともやられるのかどうかね、シーサイドステーション側がどんなこの誘致策を考えているのか、このこともさっぱりわかりませんのでね、どういう話し合いがされたのか、その辺を伺います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 再度のご質問でございますけれども、そのショッピングモールのほうとはですね、いろんなお話をしていくなかで、先ほども申し上げておりますけれども、新しい店舗が入ってくる可能性があるというようなところも伺ったなかでですね、そこで町として、もともとですね拡充ということも検討していたところございましたので、そのなかでお話を伺っていくなかで、拡充すれば町の商工振興に大きな効果があるだろう、あるいは観光振興にも効果があるだろうということで、町のほうとして拡充をして対象とできるんじゃないかということで判断をさせていただいたところでございます。

また、そちらのショッピングモールがですね事業者に対して、どのような家賃補助とかそういったところを検討されているかということにつきましては、こちらではちょっと把握はしておりません。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） その商業の振興を図るといふような、また、観光のね楽しんでもらうというような目的からすれば、ここまで施設を対象拡大したわけだから、十分にその辺は話し合っているかなきゃいけなかったと思うんですね。相手がどういうことを考えているのかわからない。けれ

ども、町としては出しますよっていう、それはないんじゃないかと。あそこは一つの施設として会社が経営しててね、そこにしっかりとした補助を出すということを、施設と一体となつてあの施設を振興させるということを考えていく場合はね、やはりその中で個別の店舗に支援するという、そういう考え方もあるでしょうけども、そこに行き着くまでの過程がね、よく見えないんですよ。そこら辺はしっかりと、大洗町側が先走ってね、こういうことを考えて支援していこうというふうになっているのかなというふうに思いますが、そこでですね、例えば町の補助を受けた場合に、これは何年間続けることになるのか、あるいは受けた場合は何年度あそこに店を継続して営業するのか、そういうふうにはちょっとわからないんですよ、要綱は見てないから。その辺はどうなるんですか。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、再度のご質問にお答えいたします。

まず、やはり考え方といたしましては、その店舗のオーナーさんに対して補助ということではなくてですね、やはり空き店舗を活用して事業を始める方を支援するという大前提の目的があると思っております。

またですね、やはり空き店舗の定義ということで、先ほど来からもありますけれども、町内においての空き店舗は、やはり既存の商店街であってもショッピングモールであっても同じだろうということで、等しく考えて補助の対象にしなければならないだろうということでございます。

また、要綱の中身につきましてですけれども、その家賃の補助に関しましては、1年間でございます。こちら1年間補助をさせていただきます。また、事業の継続につきましては、1年以上継続して営業することが見込まれるというところで、やはりもちろん創業支援ということもありますけれども、やはり始まった後ですね、なかなか軌道に乗るまでは大変だろうということもございまして、こちらの補助の趣旨の側面といたしましては、やはり創業当初の初期投資の補助、それから運転資金ですね、こちらの家賃補助することによって営業を軌道に乗せてもらって、長く経営してもらおうというようなことも含まれている要綱となっております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 菊地議員、3回目なんですけれども。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。いや、個別的に先ほども坂本議員が項目で3回ずつという話をされましたので、私も。

○議長（小沼正男君） 空き店舗で3回目です。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。それ了解してます。

次ですね、防災集団移転のことですけれども、この全協で配られた資料によりますとですね、今年度に戸別訪問して意向調査をするということ、そして来年度は事業計画策定すると、これは先ほどの説明、課長からありましたけれども、これから基礎調査をする企業の入札を行うということでした。そうなると、実質今年度というと1、2、3、3カ月、このなかで意向調査と戸別訪問やっていくということになると、時間が限られたなかでやっていくと、どうしても無理が出てくるんじゃないかと。答弁のなかでも60戸全てが同意できないようなことも想定しているということを考えたら、もっ

と時間かけてね、じっくりと、非常に大事なテーマですから、取り組む課題ですので、急いでね3カ月でやらなきゃいけないというものでもなくて、もっと時間かけてね、1年ずらしてもいいんじゃないかというふうには思いますけども、中途半端にやるとうまくいかないし、あるいは住民同士のいろんな対立っていますかね、あまりいい結果を生まないと。十分に同意を得て進めると。決して悪い取り組み、計画じゃありませんのでね、その辺じっくりとやったほうがいいと思うんですが、そこら辺はどうしてこの年度間のこの計画をね、どうしても進めていかなきゃならないのかということに改めて伺います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

今年度行うというふうに考えておりますのが、その先ほど言いました事業の提案の説明会と戸別訪問による意向調査でございます。こちらはですね、当然今年度といいましても、あと残り4カ月しかないわけで、これからまず委託をして、ある程度の基礎的なところを我々のほうでまとめてからと、実際に行いたいと思っておりますので、実際に説明会ができるのは2月の後半か3月ぐらいになってしまうだろうというのは我々としても考えてございます。そこで、しっかりとですね、まず皆様に説明をして、その上で意向を聞いた上で事業は作っていきますので、必ずしも、また来年の夏になれば災害が来るかもしれない、その次の年もあるということもあるので、決してゆっくりとやっていきたいと思いますというわけにはいかないという事業ですので、できるだけ早めにとは思っておりますが、住民の合意なくしては絶対にできない事業だとは思っておりますので、そこはしっかりと皆様のご意見を聞いて、我々のほうだけで急いでいつまでにこれをやんなきゃ駄目なんですとかっていう形で進めるのは、ちょっと難しいかなというのは当然我々も認識してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非ね、十分な住民の合意、話し合いをもってね事業を進めてもらいたいと改めて要望します。

もう一点は、コロナ感染の予防策ですけども、これもね本当に急がれるような非常な大事なテーマで取り組みですよ。これの対象者が示されておりますけども、今このコロナで感染状況を調べるには、社会的な検査が必要だということが言われています。例えば学校とか福祉施設とかね、そういうところは非常に重要だというふうに言われてます。特に私は、その高齢者施設、介護施設ですね、あるいは学校、こういうところがこの中には入ってません。入ってませんから、この辺についてはどういうふうに考えているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

今回、検査対象者が高齢者と基礎疾患をお持ちの方という形で対応させていただくと。そういったなかにも、そういう社会福祉施設等が入っていないというところがございますけれども、まず一つには、今回のこの町の独自の制度ですけども、こちら国庫補助の活用をさせていただいたなかで対応させていただくということで、そういったなかでも制限というか条件という形で高齢者と基礎

疾患がある方という形で対応させていただくものとなっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 国の制度でこれしか使われないというならば、それは仕方ないことですが、ただ、町、行政側としてはね、そういう課題があると、社会的検査が大事だという視点に立ってですよ、この予算では使えないのならば来年度の予算とかね、これ来年度実施するわけですから、それにあわせてね考えていくべきではないかなということを改めて要望して質問を終わります。

○議長（小沼正男君） 今村和章君。

○8番（今村和章君） 私もですね空き店舗の活用の支援の事業についてご質問させていただきます。

先ほど来、坂本議員、菊地議員よりもお話がありまして、課長、そして町長からもご説明をいただいたところでありますけれども、私自身もですね商店会の一員としてですね考えたなかで、先ほどもお話がありました商工振興とですね観光振興、これが一概にですね両方一緒に進めるかどうかというのは、ちょっと私のなかではちょっと疑問視するところでありまして、かといってですね先ほど課長が言うとおりの、賑わいづくりのためには空き店舗、また、そうした施設内の店舗がですね埋まることは、私も大賛成であります。しかしながら、この補助金の体制でやるのがどうなのかというのは坂本議員と一緒にありまして、というのはですね、やはり私は店舗というより、施設のほうはテナントなのかなと。意味合いが同じなのかどうかわかりませんが、どう取れるかもしれませんけれども、どちらかというやはり商工振興図っていくなかではですね、実際にはちょっと受け入れがたい今回の補正なのかなと。

例えばですよ、ちょっとこれ質問しますけど、例えばですけども、今は一商業施設しかありませんから、それで考えられますけども、例えば新たに企業誘致した場合にああいう店舗がいっぱい出てきた時にですね、それに対してまたじゃあ空き店舗が多いからって、そこにどんだん施設に対しての補助をしていくことになるのであれば、どう考えますか。まず1点目の質問です。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、今村議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど来から出ておりますけれども、町の商工振興といったところ、あと観光振興といったところもございまして、それから、今後ですね、もし大型の商業施設等が出てきた場合ということでございまして、現状の制度からすればですね、審査をさせていただいて空き店舗があつて活用があるということであれば、それは審査をした上で認める場合は認めるということになってまいりますと思っておりますけれども、現状においてはですね、そういった、まずは今の現状をということで、先ほども商工、同じに考えるのはどうかというようなお話もございましたけれども、今回は補正を要求させていただく背景といたしましては、やはり、このショッピングモール以外にもですね町内の商店街等においてほかにも相談を受けているところがございます。早いところでは、やはり12月から起業されるというところもございまして、こちらの既存商店街の店舗に対してのまずは補助ということもございまして、この12月のタイミングになったということでもございまして、また、そのなかでこの機会に、この補助のなかでそちらの支援をどうなのかということもございまして

も、このタイミングでの拡充ということになったということもあるということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 8番 今村和章君。

○8番（今村和章君） ほかの店舗も商店街のなかっていうかですね、そこがあるので早めに措置するというのであります。それは理解したいと思います。

しかしながら、先ほどの質問のなかで、審査をするということでもありますけども、これ前例を作ることになると思うんですね。今回その店舗に対して、テナントっていうか、そこに出すということは。ですので、急ぎなのかもしれませんが、もうちょっと少し時間を置いてですね、もうちょっと考え方をですね精査してからでも私は遅くないんじゃないかなと。私も商工振興も観光振興もかなり応援したい立場でありますので、かといって今これをすぐにやる方がいいのかなと、今後、何か弊害が出てくんじゃないかなと私は思ってしまうんですよ。ですので、しっかりともうちょっと議論を詰めてですね、この制度でやるのか、この部分でやらなくてもできる部分があれば、私も本当に、名前、先ほど菊地議員からもちょっと言っちゃってますけども、商業施設、応援してないわけじゃないんです。やはり皆さんも町の方々も心配しているところで、早めに何とかテナントが埋まっていたいてやっていくことが大事だと思いますけども、その点についてはしっかりとですね、もうちょっと議論するべきなんじゃないかなと思いますけども、その点についていかがでしょうか。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 再度のご質問にお答えいたします。

何度も申し上げますけれども、やはりその空き店舗の定義というところで、テナントというお話もありましたけれども、いわゆるそういったテナント等も同じ町の空き店舗という定義の考え方のもとに立ちますと、やはり速やかに支援をといますか対象とするべきだろうということがまず根底にあります。

また、今回ですね、早ければ12月、あるいは1月に操業をされるというようなお話もありますので、これがやはり新年度からということとか、あるいはもう少し議論をしてからということになりますと、その店舗に対しては対象外ということになってしまうということもございますので、やはりそういったもともとの大前提としてどちらの店舗も同じに等しく扱うということに関していえば、なるべく早く対象としたほうが、より効果が高いのではないかなというような考えでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 8番 今村和章君。

○8番（今村和章君） 多分考え方の違いなので、これずっとやってもですね水掛け論というか、なってしまうのかなと思いますんで、私としてはもうちょっと考える時間をいただいたほうが、いただいたというかですね考慮したほうがいいんじゃないかなということでお話をさせていただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） それぞれの議員の皆さん方から前向きなご提言をいただきました。もっともなことだと思っております。

先ほど来から申し上げておりますように、制度趣旨上は客体が2つあります。いわゆる空き店舗をどうやって空き店舗じゃなくすのか。さらには賑わいをどうやって創出するのか。私が申し上げたように、その際に制度の最初の創設理念からいけば、あそこを一つだけ外したということが、私にはどうも合理性が見られません。今村議員がまさにご指摘いただいたように、今後そういう店舗、例えばイオンであるとかそういう外資系の店舗が増えてきた時には、その時にいろいろ考えて縛りを掛ければいいんじゃないかと。今の時点では、あそこだけを外していくということは果たしてどうなのかということ、あそこもしっかり固定資産税も払っていただいていますし、それぞれが商工会にご加入いただいておりますので、十分に貢献されている。あそこだけ外すということになると、逆に税金を払って我々の税金でなぜここに来る店舗だけ除くのかという、彼らから見たらそういう考え方が成り立つだろうと思っております。

そして最も大事なことは、すなわち、今、引き合いがあって何店舗かあそこに入りたいといういわゆる方々がいらっしゃいます。それはほかのところでは駄目だということをお願いして、あそこだったら入りたいといわれている方の、いわゆるその意欲と申しますか、出店されるというその計画が、ここでこの制度がなくなったら、確かに制度がなくなったら入らないかといったらそうではないんですけれども、そういう方々が意欲が削がれるわけでありまして、別な客体、今申し上げたように賑わい創出、進出される方々のいわゆる促進を図るところからいったら、その機会損失に当たるんじゃないかという、そういう考え方のもとに補正予算で急がしていただいたわけでありまして。ですから、もともと何回か申し上げているように、私どもの説明不足、さらには創設、菊地議員からも要綱云々のお話でしたが、これまでもいろんな事業、それぞれ要綱がございますけれども、要綱を提出するのではなくて、その要綱についてしっかり理念をご説明申し上げて、さらには重要な箇所について一つ一つこういう条件に合致すれば、この制度の恩恵を受けられますよ、この制度に合致しますよということをお願い申し上げれば、こんなペーパー1枚配らなくても皆さん方にはおわかりいただけたはずでありますから、しっかりそういうことを、この反省を踏まえて、これからいろんな制度を作る際には、しっかり皆さん方に早めに制度創設理念、そして皆さん方からご意見をいただいて、その創設理念で間違っているところがあれば、しっかり改定、訂正をして皆さん方にお示しをして、キャッチボールのもとにいい理念を作って、そして条件、細かいところはどうかということも、また皆さん方とお話し合いをしていく。ですから、理念から外れているわけではなくて、今回の場合、くどいようですが、この条件のところはたまたまそのシーサイドステーションは入っていなかったということでありまして、当然ここを入れることによって、今言われるような客体がしっかりとこの客体をいわゆる充実させるということに私はつながるものだと思っております、この提案をしたところでありまして、どうぞご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 今の空き店舗関連は、まあちょっと後で確認、この場では確認しなくていいとは思いますが、若干の確認したい部分がありますので、それは後でいいでしょう。

それとですね、駅前広場の隣接用地の取得事業、これをですね何か急にポッと出てきたような感じがあって、この間の全協ではなかったような気がしておったんですが、それは構わんですけれども、これの詳細な説明をお願いいたしますか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 和田議員の質問にお答えいたします。

この前の全協でもですね、この債務負担の行為の補正につきましては、まちづくりの渡邊課長のほうから説明をさせていただいてたところでございます。

内容といたしましては、こちらですね今年度の当初予算で債務負担を設定させていただいて、それによって町の土地開発公社のほうで、この駅前広場に隣接する用地を先行取得をしたいというものでございます。今回ですね、その対象者に対して交渉を続けてまいったところですね、その対象者の方から買収、単純買収ではなく代替地が欲しいということを経験されてきて、近接する、その駅前に隣接する別の土地を今それで当たってきたところでございます。その先方の今の我々がもともと買おうとしていたそのAという方の条件に合致する土地を見つけて、その新しいBという方に対して、こちらでも用地交渉してきたところ、そのAの持っている方よりもBの持っている人の土地のほうが広がったんですね。Bの方は、やはりそのAの方の面積だけ売るんじゃなくて、もういらぬから全部買って欲しいといわれまして、そうすると我々としては、そのAの方に提供する分プラス更に駅前広場との隣接用地として使う分をプラス買いたいということでですね増額補正をさせていただきたいというものです。加えて、そのBの方のほうで相続登記が完了していませんでしたので、その相続登記とかに必要な時間を要するというので、現期間も1年延長させていただくというような内容でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） わかったようなわかんないような、複雑なんですね。これ、場所はどの辺なるんですか。これ、代替地でも何でもいいんですけれども、駅前の取得用地というのはどの辺のところでしょうか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 和田議員の再度の質問にお答えします。

駅前を出て、広場に出て、出て左側の土地でございます。両方も。今、既に、もともと買おうとしていた土地というのがトイレに近い側のちょっと小屋が建っているような土地でございまして、代替地になるのは、これまでリニューアル中に臨時の駐輪場として借りていた土地を今、代替地として想定して交渉を続けてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 臨時の駐輪場というのは、角地で、以前、畑になってたところ、あそこを取得するということですね。代替地はトイレのほう。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 逆ですね。

○9番（和田淳也君） 逆か。トイレのほうを、新しいトイレですから向かって右側、あの一帯を買って代替地を角の駐輪場にしておいたところということですね。はい、じゃあ一応了解しました。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかに。石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 前原住宅の改修事業ということでお伺いをいたします。

まずはですね、県立高校でありながら、去年も補正で140万円、今年も180万円と町の貴重な財源をですね使っていただきまして、関係者の一人といたしまして御礼を申し上げる次第でございます。去年の140万円の改修費と今年180万4,000円ということで、40万円ほど改修費が違うんですが、これについての説明と、あと、これも二部屋ということで、多分一部屋、一部屋で使っているかと思うんですけども、一部屋には何人ぐらいの生徒さんがいてですね使っているのかお伺いをいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

この昨年度140万円、そして今年度180万円という予算の違いでございますけども、昨年度改修したのがこのD棟の401号、402号室という二部屋でございます。こちらはですね、前に使っていた方がきれいに使っていただいたということと、空いてからそんなに年数も経ってなかったということで、そのぐらいの金額で済んだんですが、今回、403、404と、その部屋と隣接する部屋はですね、ちょっと使われてない期間も長くてですね、修繕費に、よりちょっとお金が掛かったというようなことで40万円ぐらいかかっているだけで、修繕の内容としては同じでございます。

また、401、402ですね、それぞれ3部屋ずつございまして、一部屋に二段ベッドを入れて、今、401、402で10名の方が生徒さんが住んでいらっしゃいます。あと、寮母さんが1人住んでいらっしゃって、今度の403、404は、ベランダを通してそこも行き来はできますので、寮母さんはあくまで増やさずに、その403、404は全て生徒さんの居室として使うということを想定してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 石山議員。

○5番（石山 淳君） 皆様のご支援に本当に感謝を申し上げたいと思います。

これは余談になりますけども、今年も国公立の大学のほうに、香川大学の理工系の学部合格した生徒がおります。ここんこ3年連続でですね国公立大学に入ってるような実績も出てますので、マーチングだけではなくてですね、学習の面でも町民の皆さんのほうの期待に応えられるような活動もしておりますので、皆様のご協力に感謝を申し上げて、この場をお借りしましての報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければですね、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第83号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 異議がありますので、本案については起立採決により行います。

お諮りいたします。議案第83号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小沼正男君） 起立多数であります。したがって、議案第83号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議の再開は50分をお願いします。

（午前11時38分）

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第84号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第84号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第85号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第85号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第85号は、原案のとおり決しました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第5、議案第86号 令和2年度大洗町公立学校施設GIGAスクール情報機器整備事業（コンピューター機器等整備）備品購入売買契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第86号 令和2年度大洗町公立学校施設GIGAスクール情報機器整備事業、コンピューター機器等整備、備品購入売買契約の締結についての提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、国のGIGAスクール構想における取り組みのうち、義務教育を受ける児童・生徒のために1人1台の学習用パソコンを整備するものであります。

購入する物品といたしましては、GIGAスクールコンピューター868台であり、納入期限は令和3年3月19日であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により令和2年11月4日に入札会を執行した結果、株式会社ニューライフが3,485万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税の348万5,000円を加えました3,833万5,000円にて売買契約を締結するものであります。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第86号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第86号 令和2年度大洗町公立学校施設GIGAスクール情報機器整備事業（コンピューター機器等整備）備品購入売買契約の締結についての質疑を行います。櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 今、町長が868台とおっしゃっていただいたうち、学校ごとの振り分けを教えてくださいいただけますか。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

今回整備いたします端末の機器に関しましては、868台ということでございます。その内訳でございますけれども、既に導入済みのパソコンとしまして255台整備をしているという状況でございます。内訳を申しますと、小学校のほうで125台、中学校で130台というような内容でございます。これをですね有効活用させていただいて、残りの不足分の端末のほうを今回ですね868台購入するような計画でございます。

既存の端末につきましては、小学校の1年生のほうにですね小学校の分は配備させていただきました、中学校の130台、こちらに関しましては、南中のほうにですね1カ所に集めまして、新たにG I G Aスクールの端末分としましては一中のほうに新しいものを整備する計画でございます。そのほか、小学校に関しましては、2年生から6年生に新しいG I G Aスクールの端末を導入する計画となっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。では、そのタブレットのウィンドウズとかMacとかメーカー、そういったのはどういったものを使うことになってるんですか。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 櫻井議員の再度のご質問にお答えをいたします。

今回ですね購入しようとしている端末に関しましては、まずですね、G I G Aスクール構想で整備する今回の端末につきましては、文科省から示されました学習用端末のモデル仕様に基づきまして、端末メーカー等によりそのモデル仕様に準じた推奨モデルというものが今回提示されたところでございます。いわゆる自治体ピッチといわれるものでございますけれども、町におきましては今回、端末整備の補助事業はですね1台当たり上限4万5,000円定額補助ということを踏まえまして、今回そのなかの基本パッケージというモデルをですね選択して今回購入した経緯でございます。その内容につきましては、ソフトウェアに関しましてはG I G Aプロモというようなソフトウェアを導入させていただきました。その内容でございますけれども、ワード、エクセル等ですねオフィス機能であったりとか、フォームズといましてアンケート、小テスト機能が使えるもの、またはスウェイといった発表ツールがブラウザ上で利用できる内容となっております。更に、チームスといましてクラスごとに課題を配布、回収、採点したりとかですね、また、遠隔のためのウェブ会議、ワンノートでもですねクラス全員のノート管理が行えるような仕様となっております。

また、パソコンのほうの仕様でございますけれども、こちらですけれども、OSのほうはウィンドウズのほうを採用してございます。その中身でございますが、コンバーチブルタイプのノートパソコンということで、360度回転可能というようなことで、また、使いやすさのほうを優先させて選択してございます。できるだけ画面の大きいパソコン、11.6型、故障しないものということで、さらには1年間のメーカー補償をつけての仕様というような内容でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。ここのテーマではないんですけども、W i - F i の環境というのは、もう学校のほうで整うことはできたんですか。これ最後の質問です。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えいたします。

9月の議会のほうでですね補正予算のほうを計上させていただきました。今回、高速大容量のネットワーク整備ということで、業者のほうを選定させていただいて、これからですね配線のほうの工事のほうにかかっていくような段階でございます。各教室、あるいは廊下、特別教室、体育館、そ

れぞれですねW i - F i が使えるような環境で対応できるように現在計画を進めているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長にお尋ねします。全国47都道府県で同時にだと思えますけども、期間内に納入可能なんですか。これ、もしもね遅れる場合に、行き渡らない子どもたちもいると思いますが、その点の懸念がちょっとされますけども、課長、お尋ねをお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

年度内の納入、これが大原則として今回のですね入札のほうの仕様のほうに書かさせていただいておまして、それが必ず守れる業者ということで今回認識してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、すいません、再度の質問で申し訳ありませんが、絶対遅れることないようにお願いしたいと思います。47都道府県で数億台できかないのかな、もっともとの数になると思うんで、もしも遅れた場合に違約金とか何か取るような算段は課長、してますか。民間だと、これありますので、そういう契約。さっき保証が1年って言いましたよね。もしもね、違約金取らないでなれば3年にしてもらうとか5年にしてもらうとか、そういう交渉も民間並みに、そういう民間並みの交渉も必要かなと思えますけども、課長、いかがですか、すいません、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） そうですね、今回の契約に関しましては、違約金というようなことは明記はさせていただいておりませんが、あくまでも仕様書のなかにおきましてそれを守っていただくということを前原則で考えております。納入が必ずされるものと信じて、今回ですね提案させていただいておまして、今後のその厳しい措置に関しましては検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 3回目なのですいません、課長すいません、十分にね宜しくお願いしたいなど、もしもね遅れた場合は一言言ってください。じゃあ保証期間を延長していただけますかと、そういうことも必要だと、年数は決めなくてもよろしいでしょうから、2年とか3年とか5年とかって。最高、今、5年か10年ありますから、民間の電気屋さんはやるとちょっとお金払えば10年ぐらい。高い機器だとそういうことができますので、やはり行政も民間イコールということでお願いしたいなどと思えますけども、課長、そこら辺のご検討も、これ要望でよろしいですけども、答弁よろしいですが、宜しくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 勝村議員のご指摘は前向きでもっともなことだと思っております。

今、次長から申しあげましたように、まずは遅れないという前提に立っての発注、すなわち契約であります。当然にして、その仕様書にそのように書かさせていただいて、それでよろしかったらと

いうことでご指名を申し上げて、ですからここに辞退とか事前辞退とかありますけども、できない方々は入札をされない。あとは価格を提示していただいたわけでありますから、皆さん、いわゆるその指名参加願においてそれなりの点数がある方、実績のある方々ばかりでありますので、そこをかいくぐって、私どもでかいくぐったと申しますか、その基準に達した方々をご指名申し上げておりますので、遅れるということは当然ないものというふうに認識をいたしております。

そして、遅れた場合のいわゆる違約金であるとか、さらには遅れた場合の保証期間の延長ですけども、当然にしてその遅れた場合の保証期間の延長というのは、これは当然だろうというふうに思っておりますし、また、違約金については今後どのような在り方がよろしいのか、ただ、行政の場合は民間と違って、損害金ということになりますと、この損害金を私どものほうで主張していかなければなりませんので、じゃあ実質的に子どもたちに行き渡らなかったことによって、それをいわゆる経済的合理性といいますか、経済的な基礎数値をもとに金銭賠償を求めるものでありますけども、そこが非常に難しいところもございますので、最終的に仮に事例として100万円なら100万円の要求、200万円なら200万円の要求するのに、その経理的基礎をもとに計算していくのに300万円かかってしまっただけは、これはもともとこのところの話が棄損してしまうし、決してお金だけではなくて名誉と信用にかけて、いわゆるその訴訟提起するものでありますから、決してそのお金だけでやる話ではないんであります。ただ、そういうことをやっていくことで、また職員のほうも非常にきつきつな定員数でやっておりますので、そこに係ることのいわゆる労力とかいろんなことを総合すると、お金の面だけには見えないところがありますので、だからといってじゃあ1,000万円も1億円も取れるかといったら、なかなか現状では難しいところもありますので、そういうことを総合的に勘案して、勝村議員ご指摘のように、民の感覚は当然必要でありますから、今後いろんな意味で我が町の、すなわちオーソライズを図る意味でも、しっかりとそういう遵法主義、さらにはいわゆるリーガルサポート的なそういう組織編成というものも今後取り入れていきたいというふうに思っておりますので、更にご指導いただければと思います。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 契約案件でありますから、教育長のほうにお尋ねする内容ではないので、ちょっと別な視点からですね契約についてお尋ねをしたいのはですね、これ自体がですね指名入札であって、失格者が出て、またはその辞退、事前辞退があって、実質的にはその指名入札をしていながら3社の入札しかなかったという背景、これはどういうふうに理解したらよろしいのか、実際にですねこの指名入札制度やられている担当の方にお尋ねしたいんですが、どういう背景で指名がされて、どういう背景で辞退になったのか、また、失格というのは何をもちて失格したのか、最低制限価格があったのかどうか、このあたりをお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

まずですね、業者の選定理由といたしましては、県内に本社もしくは支店を有し、直近5カ年において地方公共団体におけるIT機器の販売に係る実績がある業者ということで選定してございます。

指名参加業者のなかから実績金額であったり契約回数等を勘案させていただきまして、販売実績がある業者として上位8社を選定させていただいたところでございます。この根拠となるものはですね、大洗町の建設工事請負業者選定に関する規定、こちらによりまして選定したところでございます。

それで、実際のところですね入札をした結果ですね、失格、辞退、事前辞退というようなことでありまして、まずこの失格の理由といたしましては、入札会当日までにですね連絡もなく欠席した業者として失格扱いとさせていただいてございます。また、辞退、1社ございますけれども、こちらに関しましては入札会当日に出席をしましたが、辞退札を入れた業者、こちらが辞退とさせていただいております。また、事前辞退2社ございますけれども、こちらに関しましては、辞退する旨の文書をですね事前に提出いただいた業者となっております。

この入札のですね成立要件といたしましては、2社以上の応札があった場合ですね入札のほうは成立となりまして、今回、辞退されました業者を含めまして入札書を入札箱に投函された業者、こちらは4社となりましたので、今回入札のほうは成立したというような条件でございます。

こちらのですね辞退が出た大きな理由といたしましては、今回の整備に関してはG I G Aスクール構想の1人1台の端末整備、こちら全国的な取り組みといたしまして、先ほど勝村議員のほうからありましたとおり、ほかの自治体はですね令和2年内に端末の導入に向けて一斉に取り組んでいる状況でありまして、業者においては端末の確保に大変苦慮しているという話は聞いているところでございました。直接ですね、今回辞退された業者に直接聞いているわけではありませんけれども、推測のご答弁となりますが、業者によりましては指定された端末の確保ができなかった、あるいは他の自治体の業務を請け負っており受注ができない、そういった理由があると考えられてございます。あくまでも町の業者、先ほど申し上げましたとおり業者の選定理由といたしましては、県内に本社もしくは支店を有し、直近5カ年において地方公共団体におけるIT機器の販売に係る実績がある業者として今回8社選定させていただいたところでございますので、宜しく願いいたします。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私の記憶違いかもしれませんが、今度のコンピューターの購入に当たってはですね、先ほど言われたように全国一斉にこれを購入するというので、その確保が困難ではないかというようなこともいわれて、県内の市町村が共同で、いくつかの自治体が共同でこれを取り組むというような説明されたと思うんですが、今回、大洗町が単独でやったような流れですよね。これはどういうことからこういうふうになったのか伺います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

以前はですね全員協議会におきまして、はじめはですね県との共同調達に向けて実施しますというようなことをご答弁をさせていただいておりました。今回ですね、端末の調達方法といたしまして、県の呼びかけによりまして、当初は県との共同調達を予定しておりましたけれども、県実施の

共同調達の要望調査を踏まえまして、グルーピングといたしまして、グルーピングが示されたところでございます。町が今回希望しました端末と同様ですね希望市町村が今回ですね調査の結果わかりました。よりまして、グルーピングが今回成立しなかったということになります。その場合は単独で調達することになっておりまして、今回、町単独の調達というような流れになったところでございます。

ちなみにですね共同調達に乗った市町村におきましては、8月の段階で20市町村というように聞いております。これは公開されていない状況でございますけれども。そのメリットといたしましては、共同調達に乗った場合、入札事務の負担軽減等のメリットはありましたけれども、費用負担の部分についての負担への影響はないというふうに考えておりますので、宜しく願いいたします。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第86号 令和2年度大洗町公立学校施設GIGAスクール情報機器整備事業（コンピューター機器等整備）備品購入売買契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、原案のとおり決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第6、同意第3号 大洗町教育委員会委員の任命に議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第3号 大洗町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大洗町磯浜町在住、自営業の山戸章弘氏54歳を大洗町教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、4年となっております。

ご同意のほど、宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明は終わりました。

本件につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号 大洗町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号 大洗町教育委員会委員の任命について、原案のとおり決しました。

◎寄附の受入れについて

○議長（小沼正男君） 日程第7、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 令和2年11月30日現在の寄附の受け入れについてご報告をさせていただきます。4件ほどございます。

まずは、寄附金100万円、町振興の一助として、株式会社クリアブルーコミュニケーションズ代表石川様からいただきました。

もう一方、やはり明利酒類株式会社から、水戸市でございますけども、寄附品、消毒液15kg、新型コロナウイルス感染症対策の一助として3ケースいただきました。

また、3件目でございますが、町立小中学校への寄贈図書として200万円相当、大洗町磯浜町、前町長の小谷隆亮様から教育振興のためという目的で頂戴いたしました。

また、最後でございますけども、先日、新聞でも報道をされましたが、商船三井フェリー株式会社でございますけども、アライップマスク2,000枚、これは議員の皆さん方にもお配りさせていただきました。私も使わせていただいておりますが、2,000枚、さらには大洗～苫小牧往復チケット100枚をご寄附いただきました。寄附の目的としては、大洗港就航35周年記念に当たって、長きにわたり町民の皆様方にご支援をいただいたという、その感謝の証としてご寄附をいただいたところであります。

寄附いただいた皆様方の思いをしっかりと受け止めて、目的に沿った活用をしていきたいと思っておりますので、どうぞいろいろとご助言のほどをお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 以上で寄附の受け入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明日12月1日午前9時30分より、3名の議員が町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後0時17分